

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充 **延長**）

（農林水産省）

制 度 名	農地利用集積円滑化事業（農地所有者代理事業）により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減				
税 目	登録免許税（措法第 77 条第 2 項）				
要 望 の 内 容	<p>農業を営む一定の者が、農地利用集積円滑化事業（農地所有者代理事業に限る）により、農用地区域内の農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置（登録免許税：20/1000→8/1000）の適用期限を 2 年間延長すること。</p> <table border="1" data-bbox="874 904 1490 999"> <tr> <td data-bbox="874 904 1219 999">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1219 904 1490 999">－ 百万円 （ － 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （ － 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （ － 百万円）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>競争力のある経営体を育成・確保し、国民に対する食料供給の基盤となる農地の確保及び有効利用を図るため、意欲ある農業者に対する農地の利用集積を促進する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>① 食料・農業・農村基本法第 23 条において、「国は、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図るため、農地の利用の集積、農地の効率的な利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする」とされている。</p> <p>また、農業経営基盤強化促進法第 36 条において、「国は、農地利用集積円滑化事業等の農業経営基盤強化促進法に基づく措置の円滑な実施のために必要となる援助を行うよう努めるものとする」とされている。</p> <p>このため、平成 22 年 3 月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」において、食料自給率向上の基礎となる農地の確保・有効利用を推進するために「意欲ある多様な農業者への農地の集積を推進」することとしており、本特例措置の対象となっている農地利用集積円滑化事業はその中心となる事業として推進していくこととされている。</p> <p>② 農地利用集積円滑化事業は、農地の有効利用を図るため、農地の利用集積、効率的な利用の促進のための施策として、昨年 12 月に施行された改正農地法により創設された事業である。</p> <p>本特例措置は、農地の利用集積を進める際に必要となる初期投資を軽減し、意欲ある農業者の経営改善に繋がることから、農地利用集積円滑化事業が全国で本格的に実施される平成 23 年度以降において、当該事業の円滑な実施を税制面からも支援していく必要がある。</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○施策の法律上の位置付け</p> <p>・食料・農業・農村基本法第 23 条において「国は、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図るため、農地の利用の集積、農地の効率的な利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする」と規定。</p> <p>○政策評価体系図における位置付け</p> <p>≪大目標≫ 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>≪中目標≫ 農業の持続的な発展（産業、人、生産基盤）</p> <p>≪政策分野≫ 優良農地の確保と有効利用の促進</p>
		政策の達成目標	農業従事者の高齢化が進む中で、リタイアする農業者の農地を意欲ある農業者に集積していく必要がある。平成 32 年において、農地面積の 8 割程度が販売農家及び法人経営により担われることとなるようこれらの者への農地の利用集積を進める。
		租税特別措置の適用又は延長期間	2 年間延長
		同上の期間中の達成目標	従来を相当程度上回るペースで農用地の利用集積を進める。
		政策目標の達成状況	販売農家及び法人経営への農地の利用集積について、平成 32 年度 8 割程度の目標に対し、平成 17 年度の実績は 76.1%。
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	適用事業者数 4,108 適用事業者の範囲 379,000
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例の対象となる農地利用集積円滑化事業は、昨年 12 月に施行された改正農地法により創設された施策で、食料・農業・農村基本計画においてもその取組を推進することとしており、農地を取得する意欲ある農業者に対する本特例措置は、農地利用集積円滑化事業の円滑な実施に有効であり、国民に対する食料供給基盤である農地の確保・有効利用に寄与するものである。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	・農地利用集積円滑化事業（農地所有者代理事業）により農用地等を取得した場合の課税標準の特例（不動産取得税）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
		要望の措置の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 農地の利用調整を行う農地利用集積円滑化団体の活動に対しては補助金で支援。農業者の農地取得や機械の整備に対しては低利融資制度で支援。取得農地についての登記に対する支援措置である本特例と役割分担がなされている。 本特例措置は、農用地等としての利用以外が認められない農用地区域内の農用地等を取得した場合に限定されており、意欲ある農業者への利用集積を支援するための政策手段として必要最小限の特例措置であり的確である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯		平成 21 年度創設